



平成26年5月22日

各 位

本店所在地 東京都中央区京橋一丁目1番1号
会 社 名 ラサ工業株式会社
(コード4022 東証第一部)
代 表 者 取締役社長 庄司宇秀
問合せ先 常務取締役総務部長 坂田 学
(TEL.03-3278-3801)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第146期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第28条（社外取締役との責任限定契約）の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月27日（金）

定款変更の効力発生日 平成26年6月27日（金）

以 上

[別紙]

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 2 7 条 (条文省略) (新設)	第 1 条～第 2 7 条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 2 8 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の 規定により、社外取締役との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。
第 2 8 条～第 3 4 条 (条文省略) (新設)	第 2 9 条～第 3 5 条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 3 6 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の 規定により、社外監査役との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。
第 3 5 条～第 4 0 条 (条文省略)	第 3 7 条～第 4 2 条 (現行どおり)

以上